

## 第 375回(令和 8 年6月)定例会

## 各会派提案意見書案

番号	件名	提出会派
意1	安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書	自民
意2	中東情勢に伴う物価高騰・資材不足等への対策強化を求める意見書	自民
意3	1型糖尿病について難病指定などの支援の充実を求める意見書	維新
意4	高齢化社会における移動販売車を運営する事業者への支援を求める意見書	維新
意5	ドクターヘリの安定的かつ持続可能な運用体制の確立を求める意見書	公明
意6	ドナーミルクの利用拡大を求める意見書	公明
意7	子供の豊かな学びと育ちを保障するための令和9年度教育予算拡充を求める意見書	県民
意8	地方財政の充実・強化を求める意見書	県民

意見書案 第 号

安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書

天皇皇后両陛下におかれましては、令和7年1月17日、阪神・淡路大震災30年追悼式典にご臨席のため兵庫県をご訪問くださった。皇族方には阪神・淡路大震災発災以来、度々ご訪問くださり、被災した県民は温かい励ましを賜り、勇気づけられてきた。皇室のご存在は、兵庫県のみならず、全国民にとってなくてはならない非常に重要な存在となっている。

また、悠仁親王殿下には、令和7年9月、秋篠宮皇嗣殿下以来40年ぶりとなる男性皇族として成年式をお済ませになられた。9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところである。

悠仁親王殿下は、皇位継承順位第2位であり、やがて皇位をご継承されることが想定される。しかし、現行制度のままでは、将来、皇族数の減少により皇位継承の安定性に懸念が生じることも想定される。

政府から国会に安定的皇位継承にかかる検討の要請がなされてから4年が経過するも、必要な法整備は未だに実現していない。

よって、国においては、国民への丁寧な説明を行いながら、安定的な皇位継承や皇族数確保に向けた国会における論議を建設的かつ具体的に進めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平

衆 議 院 議 長	森	英 介 様
参 議 院 議 長	関 口	昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	高 市	早 苗 様
内 閣 官 房 長 官	木 原	稔 様
総 務 大 臣	林	芳 正 様

## 意見書案 第 号

## 中東情勢に伴う物価高騰・資材不足等への対策強化を求める意見書

昨今の中東情勢の緊迫化により、原油価格やエネルギー関連コストの上昇が続く中、原材料価格の高騰や物流停滞、さらには流通過程における供給の偏在などが全国的な課題となっている。加えて、将来的な供給不安への懸念から、一部では先行確保や買いだめの動きも生じており、資材調達環境は一層不安定化している。こうした影響は、製造業や建設業、物流業、農林水産業をはじめ、幅広い産業分野へ波及しており、県民生活や地域経済にも大きな影響を与えつつある。

特に本県は、全国有数の製造業集積県であり、多様なものづくり産業や地場産業が地域経済と雇用を支えていることから、今回の物価高騰や資材不足等の影響を受けやすい産業構造にある。

現場では、原材料費や燃料費の高騰による利益圧迫、価格転嫁困難、資材調達の遅延などにより、中小企業・小規模事業者を中心に事業継続への不安が高まっている。

また、十分な在庫確保が困難な事業者ほど影響を受けやすく、工事や生産活動の停滞、さらには地域経済や雇用への波及も懸念される状況となっている。

よって、国においては、県民生活及び地域経済を守るため、下記の事項について強力に取り組むよう強く要望する。

## 記

- 1 原油・ナフサ関連製品等について、流通経路全体の実態把握を速やかに行い、供給偏在や流通目詰まりの早期解消を図ること。
- 2 石油関連製品及びナフサ由来製品の需給状況について、事業者及び国民に対し、正確かつ分かりやすい情報発信を徹底し、過度な買占めや不安拡大の抑制を図ること。
- 3 燃料費や原材料費高騰の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対し、資金繰り支援、価格転嫁支援、事業継続支援等を強化すること。
- 4 地場産業をはじめ、地域に根差した産業について、燃料高騰や資材不足に対応するための重点的支援を講じること。
- 5 地方公共団体が地域実情に応じた経済対策や事業者支援を柔軟に実施できるよう、十分な財政措置及び交付金を確保すること。
- 6 今後の国際情勢悪化や長期化も見据え、必要に応じて機動的かつ切れ目のない経済対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平

衆議院議長	森 関	英 介 様
参議院議長	口 市 原	昌 一 様
内閣総理大臣	高 木 林	早 苗 稔 様
内閣官房長官	木 山	芳 敏 様
総務大臣	片 山	さ つ き 様
外務大臣	上 野	賢 一 郎 様
財務大臣	鈴 木	憲 和 様
厚生労働大臣	赤 澤	亮 正 様
农林水産大臣	金 子	恭 宏 様
経済交通大臣	石	
国土環境大臣		

## 意見書案 第 号

## 1 型糖尿病について難病指定などの支援の充実を求める意見書

1 型糖尿病は、生きていくために必須のホルモンであるインスリンを膵臓で作れなくなる自己免疫疾患であり、患者は生きていくために生涯にわたり毎日、注射薬によるインスリン補充が必要で、糖尿病という名前であるが体質及び生活習慣にも由来する 2 型糖尿病とは異なる病気であり、現在においては根治療法がない。

小児期発症が多くみられるため小児糖尿病とも呼ばれ、この病気の唯一の医療費の公的な支援制度は、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病による医療費助成（18 歳未満だが条件によっては 20 歳未満）であり、20 歳を過ぎると支援制度がなくなる。このため、患者は生涯、高額な医療費という経済的負担に苦しんでいる。この経済的負担は医療の質の低下をもたらしかねず、慢性的高血糖を引き起こし、失明や糖尿病性腎症（人工透析の導入）など重大な合併症のリスクを高めることになる。

20 歳以上の患者への医療費支援制度を実現することにより、合併症が減少し、ひいては国民の総医療費の縮減につながると考える。

このため国に対し、1 型糖尿病が原因不明で根治療法がなく、生涯にわたり継続的な治療を必要とする疾病である実態を踏まえ、指定難病制度における位置付けについて速やかに検討し、難病指定を行うことを求める。

なお、当面の対応策として 1 型糖尿病患者への医療費助成を 25 歳まで引き上げることが強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平

衆 議 院 議 長	森	英 介 様
参 議 院 議 長	関 口	昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	高 市	早 苗 様
内 閣 官 房 長 官	木 原	稔 様
総 務 大 臣	林	芳 正 様
財 務 大 臣	片 山	さつき 様
厚 生 労 働 大 臣	上 野	賢 一 郎 様

## 意見書案 第 号

高齢化社会における移動販売車を運営する事業者への支援を求める意見書

高齢化する地域社会における買物難民対策として移動販売車が注目されている。過疎地域やオールドニュータウン等の地域においては、運転免許証を返納したり、足が悪くなったりした高齢者等の交通弱者が、買物に苦慮しているのが現状である。

そのような中で、軽トラック等を活用した移動販売車を事業者が巡回させ、地域で歓迎されている事例が増えてきている。

移動販売車は次のような特徴がある。

単なる注文配送でなく、高齢者等が自ら商品を選択でき、買物を楽しむこと。冷凍庫を備え、魚・肉・野菜・果物など新鮮な食品を提供できること。移動販売車の巡回により、各地域では高齢者のふれあいの場となること。安否確認の機会になること。引きこもりがちな高齢者の外出の機会になること。

以上のように、移動販売車は高齢化する社会において、民間の事業者が担う不可欠の社会資本としての役割を果たしている一方で、販売効率が悪く経営は厳しいものがある。

企業の社会貢献など事業者の善意に任せるだけでなく、国としても移動販売車の役割を認識し、車両に係る税負担の軽減、運行経費や燃料費への支援など、地域の買物難民対策を担う移動販売事業者に対する必要な税財政等の措置を講じ、国において移動販売車を運営する事業者への支援を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年6月 日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長	森英介様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	高市早苗様
内閣官房長官	木原稔様
総務大臣	林芳正様
財務大臣	片山さつき様
経済産業大臣	赤澤亮正様

## 意見書案 第 号

## ドクターヘリの安定的かつ持続可能な運用体制の確立を求める意見書

ドクターヘリは、医師等が迅速に救急現場へ到着し治療を開始できる手段として、救命率の向上や後遺症の軽減に大きく寄与する重要な医療インフラであり、特に陸路搬送に時間を要する山間部や離島を抱える地域において不可欠な役割を果たしている。兵庫県においても、平時の救急医療にとどまらず災害時の医療でも、県民の生命と健康を守る重要な機能を担っている。

しかし近年、操縦士及び整備士等の人材不足や運航経費の高騰により、全国的にドクターヘリの運航事業者の確保が困難となっている。整備士不足を主因とする運航停止は、広域連携による相互応援体制をもってしても十分に補えない可能性があり、地域や時間帯によっては、救命の機会が損なわれかねない重大な課題である。また、燃料費・人件費の高騰、機体整備費の上昇は、運航事業者の経営負担を年々増大させる一方で、国の補助制度は必ずしも実態に即したものとなっておらず、安定的・持続的な運航の確保に支障を来している。

このような状況を踏まえ、国は令和8年3月、予備機及び整備士に関する取扱いを当面の間緩和し、地域の実情に応じた運航体制の検討を都道府県に促したが、全国共通の構造的課題に対し、都道府県の努力のみで安定的な運航体制を維持することには限界があり、制度の持続性を確保するためには、新たな立法措置も視野に国が主体的に財政措置や人材育成を含む制度的支援を強化することが不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

## 記

- 1 航空人材の不足は深刻であり、操縦士及び整備士等の計画的な育成・確保に向け、養成機関への支援、研修体制の強化、処遇改善等を含む国主導の総合的対策を講じるとともに、新たな立法措置も検討すること。
- 2 老朽化が進む機体の更新や代替機確保に対する支援制度を検討すること。
- 3 近年、交付率が70%程度に留まっている医療提供体制推進事業費補助金（ドクターヘリ関係）について、十分な予算を確保すること。
- 4 陸路搬送に時間を要する山間部や離島を対象として広域的な運航を行う場合には、運航実績に応じた補助基準額の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣  
( 防 災 )

森 関 口  
高 市 原  
木 林  
平 口  
片 山  
上 野  
金 子  
あ か ま

英 介 様  
昌 一 様  
早 苗 様  
芳 稔 様  
芳 正 様  
洋 様  
さ つ き 様  
賢 一 郎 様  
恭 之 郎 様  
二 郎 様

## 意見書案 第 号

## ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が 2,500 グラム未満の低出生体重児が、約 10 人に 1 人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる 1,500 グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの 2 法人が国内 3 箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 日

兵庫県議会議長 山口 晋 平

衆議院議長 森 英 介 様  
参議院議長 関 昌 一 様  
内閣総理大臣 高 口 市 原 様  
内閣官房長官 高 木 林 様  
総務大臣 林 平 口 様  
法務大臣 片 山 様  
財務大臣 上 野 様  
厚生労働大臣 黄 川 田 様  
内閣府特命担当大臣 (こども政策) 賢 一 郎 志 様

## 意見書案 第 号

## 子供の豊かな学びと育ちを保障するための令和9年度教育予算拡充を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供の豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられる。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。また、4月から学校の働き方改革が進められるが、「学校と教師の業務の3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による地方公共団体への財政措置等が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている地方公共団体もあるが、地方公共団体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、平成18年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備が必要不可欠である。

よって、国におかれては、上記の状況を踏まえ、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

## 記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の安定的な財源確保及び国庫負担率の引き上げの検討を含む必要な財政措置を充実すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教員不足の解消に向け、必要な教職員配置及び教育支援人材の確保を図るとともに、少数職種（養護教員、栄養教職員、事務職員）の教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフやスクールカウンセラー、日本語指導支援員等の配置拡充を図ること。
- 3 地方公共団体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」

- の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 小・中学校での地域や学校の実情に応じた、きめ細やかな指導体制の充実について検討すること。あわせて、高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。
  - 5 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
  - 6 地方公共団体が「学校と教師の業務の 3 分類」をはじめとした働き方改革を実行するのに必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平

衆議院議長	森	英介様
参議院議長	関口	昌一様
内閣総理大臣	高市	早苗様
内閣官房長官	木原	稔様
総務大臣	林	芳正様
財務大臣	片山	さつき様
文部科学大臣	松本	洋平様

## 意見書案 第 号

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は慢性的に不足している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大も踏まえ、より積極的な財源の確保が求められる。

よって、国におかれては、来年度の地方財政計画においても、物価高騰に対処しつつ、社会全体の賃上げ基調と相応する人件費の確保も踏まえて、地方財政の充実・強化を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

## 記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 急増する社会保障ニーズが地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、地域を支える人材確保にむけた地方公共団体の取組に十分配慮した財政措置を講じること。
- 3 臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に向け、地方交付税総額の安定的な確保及び地方財政の持続可能性の向上に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向け、税財政制度のあり方について検討すること。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政に影響を及ぼす制度改正を行う際には、地方公共団体の意見を十分に踏まえ必要な財政措置を講じること。
- 5 会計年度任用職員の更なる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
- 6 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰および人件費の上昇を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年6月 日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長	森岡高木林片松上赤金石	英昌早	介一苗稔正	様様様様様様様様
参議院議長	山口市原	芳さつ	き平	
内閣総理大臣	片山本野澤子原	洋賢亮恭宏	一郎正之高	
内閣官房長官				
総務大臣				
財務大臣				
文部科学大臣				
厚生労働大臣				
経済産業大臣				
国土交通大臣				